

A

令和 4年11月18日提出

第4回市議会定例会議案

浜 松 市

議 案 件 目

第 110 号議案	令和 4 年度浜松市一般会計補正予算（第 6 号）	5
第 111 号議案	令和 4 年度浜松市一般会計補正予算（第 7 号）	別冊
第 112 号議案	令和 4 年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 113 号議案	令和 4 年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 114 号議案	令和 4 年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 115 号議案	令和 4 年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 116 号議案	令和 4 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 117 号議案	令和 4 年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 118 号議案	令和 4 年度浜松市水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 119 号議案	令和 4 年度浜松市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 120 号議案	浜松市小型自動車競走条例の一部改正について	43
第 121 号議案	浜松市自転車等駐車場条例の一部改正について	45
第 122 号議案	当せん金付証票の発売について	51
第 123 号議案	工事請負契約締結について （浜松市天竜体育館大規模改修工事（建築工事））	53
第 124 号議案	有料道路「浜名湖新橋」の障害者特別割引措置の一部改正について	55
第 125 号議案	指定管理者の指定について （浜松復興記念館）	61
第 126 号議案	指定管理者の指定について （浜松市鴨江アートセンター、浜松市旧浜松銀行協会）	63
第 127 号議案	指定管理者の指定について （浜松市三ヶ日 B & G 海洋センター）	65
第 128 号議案	指定管理者の指定について （浜松市浜北障害者生活介護施設光の園）	67
第 129 号議案	指定管理者の指定について （浜松市ふれあい交流センターいたや、浜松市ふれあい交流センター 萩原）	69

第 130 号議案	指定管理者の指定について (浜松市ふれあい交流センター竜西ほか2施設)	71
第 131 号議案	指定管理者の指定について (浜松市ふれあい交流センター湖東ほか2施設)	73
第 132 号議案	指定管理者の指定について (浜松市ふれあい交流センター青龍ほか2施設)	75
第 133 号議案	指定管理者の指定について (浜松市勤労会館)	77
第 134 号議案	指定管理者の指定について (浜松市中沢墓園ほか7施設)	79
第 135 号議案	指定管理者の指定について (浜松市フルーツパーク)	81
第 136 号議案	指定管理者の指定について (遠州灘海浜公園(白羽地区、中田島中地区、江之島地区))	83
第 137 号議案	指定管理者の指定について (浜松市駐車場)	85
第 138 号議案	指定管理者の指定について (浜松市営住宅)	87
第 139 号議案	指定管理者の指定について (浜松市立可新図書館、浜松市立はまゆう図書館)	89
第 140 号議案	指定管理者の指定について (浜松市立舞阪図書館ほか2施設)	91
報 第 27 号	専決処分の報告	93
監報第 16 号	定期監査等の結果に関する報告について	別冊
監報第 17 号	例月出納検査の結果に関する報告について	別冊

令和 4 年度浜松市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 4 年度浜松市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,040,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 382,316,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 4 年 11 月 18 日 提出

静岡県浜松市長 鈴木 康 友

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金		千円 78,041,773	千円 1,040,000	千円 79,081,773
	2 国庫補助金	24,132,509	1,040,000	25,172,509
歳 入 合 計		381,276,000	1,040,000	382,316,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		36,814,286	42,933	36,857,219
	1 総務管理費	13,090,672	15,000	13,105,672
	2 中区役所費	2,726,927	6,432	2,733,359
	3 東区役所費	1,268,423	4,207	1,272,630
	4 西区役所費	1,421,159	4,280	1,425,439
	5 南区役所費	1,168,773	3,472	1,172,245
	6 北区役所費	1,550,057	4,057	1,554,114
	7 浜北区役所費	1,479,971	3,254	1,483,225
	8 天竜区役所費	1,869,045	2,231	1,871,276
3 民生費		124,228,351	567	124,228,918
	2 児童福祉費	55,382,002	567	55,382,569
5 労働費		482,994	6,500	489,494
	1 労働諸費	482,994	6,500	489,494

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		千円 13,145,375	千円 990,000	千円 14,135,375
	1 商工費	13,145,375	990,000	14,135,375
歳 出 合 計		381,276,000	1,040,000	382,316,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
5 労働費	1 労働諸費	雇用促進事業 (大学生等就職支援事業)	千円 6,500
7 商工費	1 商工費	中小事業者等グリーントランスフォーメーション支援事業	887,432
7 商工費	1 商工費	新しい生活様式支援事業 (1億円宿泊代還元キャンペーン事業)	130,000

令和4年度

補正予算に関する説明書

一般会計補正予算（第6号）
（第4回市議会定例会）

令和4年11月

浜 松 市

この説明中、歳入歳出補正予算事項別明細書における2歳入、3歳出については、予算審議の便に供するため、議決科目である款項を予算執行科目の目節と同時に記載し、表罫二本線(====)で議決科目と執行科目の区分を明確化したものである。

目 次

1 一般会計	
(1) 歳入歳出補正予算事項別明細書	16 頁

一 般 会 計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市税	146,900,000	-	146,900,000
2 地方譲与税	3,714,000	-	3,714,000
3 利子割交付金	112,000	-	112,000
4 配当割交付金	795,000	-	795,000
5 株式等譲渡所得割交付金	1,082,000	-	1,082,000
6 分離課税所得割交付金	136,000	-	136,000
7 法人事業税交付金	1,957,000	-	1,957,000
8 地方消費税交付金	18,176,000	-	18,176,000
9 ゴルフ場利用税交付金	91,000	-	91,000
10 環境性能割交付金	735,000	-	735,000
11 軽油引取税交付金	5,802,000	-	5,802,000
12 国有提供施設等所在市町村助成交付金	327,000	-	327,000
13 地方特例交付金	1,301,316	-	1,301,316
14 地方交付税	31,579,116	-	31,579,116
15 交通安全対策特別交付金	449,000	-	449,000
16 分担金及び負担金	800,670	-	800,670
17 使用料及び手数料	4,294,394	-	4,294,394
18 国庫支出金	78,041,773	1,040,000	79,081,773
19 県支出金	20,592,412	-	20,592,412
20 財産収入	832,845	-	832,845
21 寄附金	2,485,608	-	2,485,608
22 繰入金	10,824,784	-	10,824,784
23 繰越金	6,326,462	-	6,326,462
24 諸収入	9,460,120	-	9,460,120
25 市債	34,460,500	-	34,460,500
歳入合計	381,276,000	1,040,000	382,316,000

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 議会費	942,649	-	942,649				
2 総務費	36,814,286	42,933	36,857,219	42,933			
3 民生費	124,228,351	567	124,228,918	567			
4 衛生費	37,544,891	-	37,544,891				
5 労働費	482,994	6,500	489,494	6,500			
6 農林水産業費	6,061,074	-	6,061,074				
7 商工費	13,145,375	990,000	14,135,375	990,000			
8 土木費	47,339,120	-	47,339,120				
9 消防費	11,421,310	-	11,421,310				
10 教育費	64,755,950	-	64,755,950				
11 災害復旧費	3,000,000	-	3,000,000				
12 公債費	35,440,000	-	35,440,000				
13 予備費	100,000	-	100,000				
歳出合計	381,276,000	1,040,000	382,316,000	1,040,000			

2 歳 入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
18 国庫支出金	78,041,773	1,040,000	79,081,773
2 国庫補助金	24,132,509	1,040,000	25,172,509
1 総務費国庫補助金	1,048,565	42,933	1,091,498
2 民生費国庫補助金	7,397,765	567	7,398,332
4 労働費国庫補助金	35,960	6,500	42,460
6 商工費国庫補助金	4,110,380	990,000	5,100,380
計	381,276,000	1,040,000	382,316,000

節		説明
区分	金額	
	千円	
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	42,933	再エネ・省エネ推進事業費に対するもの 15,000千円 防犯灯設置維持管理費助成事業費（中区役所費）に対するもの 6,432千円 防犯灯設置維持管理費助成事業費（東区役所費）に対するもの 4,207千円 防犯灯設置維持管理費助成事業費（西区役所費）に対するもの 4,280千円 防犯灯設置維持管理費助成事業費（南区役所費）に対するもの 3,472千円 防犯灯設置維持管理費助成事業費（北区役所費）に対するもの 4,057千円 防犯灯設置維持管理費助成事業費（浜北区役所費）に対するもの 3,254千円 防犯灯設置維持管理費助成事業費（天竜区役所費）に対するもの 2,231千円
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	567	里親支援事業費に対するもの
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	6,500	大学生等就職支援事業費に対するもの
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	990,000	中小事業者等グリーントランスフォーメーション支援事業費に対するもの 860,000千円 1億円宿泊代還元キャンペーン事業費に対するもの 130,000千円

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	36,814,286	42,933	36,857,219	42,933			
1 総務管理費	13,090,672	15,000	13,105,672	15,000			
24 カーボンニュートラル推進費	508,333	15,000	523,333	15,000			
2 中区役所費	2,726,927	6,432	2,733,359	6,432			
1 中区役所費	2,726,927	6,432	2,733,359	6,432			
3 東区役所費	1,268,423	4,207	1,272,630	4,207			
1 東区役所費	1,268,423	4,207	1,272,630	4,207			
4 西区役所費	1,421,159	4,280	1,425,439	4,280			
1 西区役所費	1,421,159	4,280	1,425,439	4,280			
5 南区役所費	1,168,773	3,472	1,172,245	3,472			
1 南区役所費	1,168,773	3,472	1,172,245	3,472			
6 北区役所費	1,550,057	4,057	1,554,114	4,057			
1 北区役所費	1,550,057	4,057	1,554,114	4,057			
7 浜北区役所費	1,479,971	3,254	1,483,225	3,254			
1 浜北区役所費	1,479,971	3,254	1,483,225	3,254			
8 天竜区役所費	1,869,045	2,231	1,871,276	2,231			
1 天竜区役所費	1,869,045	2,231	1,871,276	2,231			

(歳 出) 2 総務費

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		
18 負担金補助及び交付金	15,000	1 再エネ・省エネ推進事業	15,000千円
18 負担金補助及び交付金	6,432	1 自治会振興事業 (1) 防犯灯設置維持管理費助成事業 (補助金)	6,432千円 6,432千円
18 負担金補助及び交付金	4,207	1 自治会振興事業 (1) 防犯灯設置維持管理費助成事業 (補助金)	4,207千円 4,207千円
18 負担金補助及び交付金	4,280	1 自治会振興事業 (1) 防犯灯設置維持管理費助成事業 (補助金)	4,280千円 4,280千円
18 負担金補助及び交付金	3,472	1 自治会振興事業 (1) 防犯灯設置維持管理費助成事業 (補助金)	3,472千円 3,472千円
18 負担金補助及び交付金	4,057	1 自治会振興事業 (1) 防犯灯設置維持管理費助成事業 (補助金)	4,057千円 4,057千円
18 負担金補助及び交付金	3,254	1 自治会振興事業 (1) 防犯灯設置維持管理費助成事業 (補助金)	3,254千円 3,254千円
18 負担金補助及び交付金	2,231	1 自治会振興事業 (1) 防犯灯設置維持管理費助成事業 (補助金)	2,231千円 2,231千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 民生費	124,228,351	567	124,228,918	567			
2 児童福祉費	55,382,002	567	55,382,569	567			
6 児童相談所費	2,062,542	567	2,063,109	567			

(歳出) 3 民生費

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	
18 負担金補助及び交付金	567	1 社会的養護推進事業 567千円 (1) 里親支援事業 567千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
5 労働費	482,994	6,500	489,494	6,500			
1 労働諸費	482,994	6,500	489,494	6,500			
1 労働・雇用事業 費	482,994	6,500	489,494	6,500			

(歳出) 5 労働費

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	
12 委託料	1,500	1 雇用促進事業 6,500千円
18 負担金補助及び交付金	5,000	(1) 大学生等就職支援事業 6,500千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
7 商工費	13,145,375	990,000	14,135,375	990,000			
1 商工費	13,145,375	990,000	14,135,375	990,000			
4 産業振興費	1,948,261	860,000	2,808,261	860,000			
7 観光・シティプロモーション振興費	6,189,205	130,000	6,319,205	130,000			
計	381,276,000	1,040,000	382,316,000	1,040,000			

(歳 出) 7 商工費

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		
18 負担金補助及び交付金	860,000	1 中小事業者等グリーントランスフォーメーション支援事業	860,000千円
12 委託料	130,000	1 新しい生活様式支援事業	130,000千円
		(1) 1億円宿泊代還元キャンペーン事業	130,000千円

令和4年度

補正予算の参考資料

一般会計補正予算（第6号）
（第4回市議会定例会）

令和4年11月

浜 松 市

目 次

1	令和4年度11月補正予算編成の基本方針（第6号）……………	31頁
2	令和4年度会計別予算額調……………	33頁
3	令和4年度一般会計予算款別構成比調……………	34頁
4	令和4年度一般会計予算性質別分析調……………	36頁
5	令和4年度11月補正予算案の概要（第6号）……………	37頁

1 令和4年度 11月補正予算編成の基本方針（第6号）

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の重点交付金を活用し、原油価格・物価高騰の影響を受ける中小事業者や地域観光業等に対する支援に要する経費を追加するものです。

2 令和4年度 会計別予算額調

会 計 別	補正前の額	補正額	計	備 考
	千円	千円	千円	
一 般 会 計	381,276,000	1,040,000	382,316,000	
特 別 会 計	225,338,000	-	225,338,000	
国民健康保険事業	73,955,000	-	73,955,000	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	221,000	-	221,000	
介護保険事業	74,812,000	-	74,812,000	
後期高齢者医療事業	11,526,000	-	11,526,000	
と畜場・市場事業	323,000	-	323,000	
農業集落排水事業	171,000	-	171,000	
中央卸売市場事業	734,000	-	734,000	
育英事業	75,000	-	75,000	
学童等災害共済事業	6,000	-	6,000	
小型自動車競走事業	16,690,000	-	16,690,000	
駐車場事業	410,000	-	410,000	
公債管理	46,415,000	-	46,415,000	
計（一般会計+特別会計）	606,614,000	1,040,000	607,654,000	
企 業 会 計	78,145,947	-	78,145,947	
病院事業	19,009,190	-	19,009,190	
水道事業	20,679,223	-	20,679,223	
下水道事業	38,457,534	-	38,457,534	
総 計	684,759,947	1,040,000	685,799,947	

3 令和4年度 一般会計予算款別構成比調

歳 入

款 別	補正前の額		補正額	計		備 考
	千円	%		千円	千円	
1 市 税	146,900,000	38.53	-	146,900,000	38.42	
2 地方譲与税	3,714,000	0.97	-	3,714,000	0.97	
3 利子割交付金	112,000	0.03	-	112,000	0.03	
4 配当割交付金	795,000	0.21	-	795,000	0.21	
5 株式等譲渡所得割交付金	1,082,000	0.28	-	1,082,000	0.28	
6 分離課税所得割交付金	136,000	0.04	-	136,000	0.04	
7 法人事業税交付金	1,957,000	0.51	-	1,957,000	0.51	
8 地方消費税交付金	18,176,000	4.77	-	18,176,000	4.75	
9 ゴルフ場利用税交付金	91,000	0.02	-	91,000	0.02	
10 環境性能割交付金	735,000	0.19	-	735,000	0.19	
11 軽油引取税交付金	5,802,000	1.52	-	5,802,000	1.52	
12 国有提供施設等所在市町村助成交付金	327,000	0.09	-	327,000	0.09	
13 地方特例交付金	1,301,316	0.34	-	1,301,316	0.34	
14 地方交付税	31,579,116	8.28	-	31,579,116	8.26	
15 交通安全対策特別交付金	449,000	0.12	-	449,000	0.12	
16 分担金及び負担金	800,670	0.21	-	800,670	0.21	
17 使用料及び手数料	4,294,394	1.13	-	4,294,394	1.12	
18 国庫支出金	78,041,773	20.47	1,040,000	79,081,773	20.69	
19 県支出金	20,592,412	5.40	-	20,592,412	5.39	
20 財産収入	832,845	0.22	-	832,845	0.22	
21 寄 附 金	2,485,608	0.65	-	2,485,608	0.65	
22 繰 入 金	10,824,784	2.84	-	10,824,784	2.83	
23 繰 越 金	6,326,462	1.66	-	6,326,462	1.66	
24 諸 収 入	9,460,120	2.48	-	9,460,120	2.47	
25 市 債	34,460,500	9.04	-	34,460,500	9.01	
歳 入 合 計	381,276,000	100.00	1,040,000	382,316,000	100.00	

歳 出

款 別	補正前の額		補正額	計		備 考
	千円	%		千円	千円	
1 議 会 費	942,649	0.25	-	942,649	0.25	
2 総 務 費	36,814,286	9.65	42,933	36,857,219	9.64	
3 民 生 費	124,228,351	32.58	567	124,228,918	32.49	
4 衛 生 費	37,544,891	9.85	-	37,544,891	9.82	
5 労 働 費	482,994	0.13	6,500	489,494	0.13	
6 農林水産業費	6,061,074	1.59	-	6,061,074	1.58	
7 商 工 費	13,145,375	3.45	990,000	14,135,375	3.70	
8 土 木 費	47,339,120	12.42	-	47,339,120	12.38	
9 消 防 費	11,421,310	2.99	-	11,421,310	2.99	
10 教 育 費	64,755,950	16.98	-	64,755,950	16.94	
11 災害復旧費	3,000,000	0.79	-	3,000,000	0.78	
12 公 債 費	35,440,000	9.29	-	35,440,000	9.27	
13 予 備 費	100,000	0.03	-	100,000	0.03	
歳 出 合 計	381,276,000	100.00	1,040,000	382,316,000	100.00	

4 令和4年度 一般会計予算性質別分析調

性質別	補正前の額		補正額	計		備考
	千円	%		千円	千円	
1 人件費	82,562,061	21.65	-	82,562,061	21.60	
2 扶助費	83,375,885	21.87	-	83,375,885	21.81	
3 公債費	35,360,327	9.28	-	35,360,327	9.25	
4 物件費	58,191,285	15.26	131,500	58,322,785	15.25	
5 維持補修費	11,896,208	3.12	-	11,896,208	3.11	
6 補助費等	25,407,658	6.66	893,500	26,301,158	6.88	
7 積立金	509,278	0.13	-	509,278	0.13	
8 出資金・貸付金	84,120	0.02	-	84,120	0.02	
9 繰出金	25,142,762	6.60	-	25,142,762	6.58	
10 投資的経費	49,781,944	13.06	15,000	49,796,944	13.03	
(1) 補助事業	23,356,201	6.13	-	23,356,201	6.11	
(2) 単独事業	21,563,743	5.65	15,000	21,578,743	5.64	
(3) 国直轄事業	1,862,000	0.49	-	1,862,000	0.49	
(4) 災害復旧費	3,000,000	0.79	-	3,000,000	0.79	
11 公営企業会計支出金	8,964,472	2.35	-	8,964,472	2.34	
(1) 出資金・貸付金	912,393	0.24	-	912,393	0.24	
(2) 負担金・補助金	8,052,079	2.11	-	8,052,079	2.10	
計	381,276,000	100.00	1,040,000	382,316,000	100.00	

5 令和4年度 11月補正予算案の概要（第6号）

歳入

（単位：千円）

款	補正額	項 目
18 国庫支出金	1,040,000	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交 付金 1,040,000
計	1,040,000	

歳出

(単位：千円)

事業・事項		補正前	補正額	補正後
総務費	1 再エネ・省エネ推進事業	345,231	15,000	360,231
	国 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	0	15,000	15,000
	繰 新エネルギー等活用推進基金繰入金	13,250	0	13,250
	諸 自動車充電インフラ普及事業費補助金	5,393	0	5,393
	諸 クリーンエネルギー自動車導入事業費 補助金	1,066	0	1,066
	諸 省エネルギー改修による光熱費削減分 納入金	3,643	0	3,643
	諸 公営企業納入金	21,225	0	21,225
	諸 指定管理者納入金	606	0	606
	諸 その他収入	5,508	0	5,508
	債 公共施設カーボンニュートラル推進 事業債	99,500	0	99,500
	一 般 財 源	195,040	0	195,040
<ul style="list-style-type: none"> ・補正理由 補助申請者の増に伴うZEH導入に対する補助金の追加 ・補助対象者 本市に主たる事務所(本社、本店等)を有する事業者による施工で ZEHを新築等する者 ・補助額 30万円/棟 (定額) ・補助件数 50棟 (R4当初 50棟) ・補正内容 負担金補助及び交付金 15,000千円 (125,370千円→140,370千円) ・財源 国 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 15,000千円 (皆増) 				
2 自治会振興事業 (中区役所費)		39,679	6,432	46,111
国 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	0	6,432	6,432	
一 般 財 源	39,679	0	39,679	
◆ (1) 防犯灯設置維持管理費助成事業 (補助金)		34,090	6,432	40,522
<ul style="list-style-type: none"> ・補正理由 原油価格高騰に伴う防犯灯の維持管理 (電気料) に要する補助金の追加 ・補正内容 負担金補助及び交付金 6,432千円 (34,090千円→40,522千円) ・財源 国 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 6,432千円 (皆増) 				

(単位：千円)

事業・事項		補正前	補正額	補正後
総務費	3 自治会振興事業（東区役所費）	33,603	4,207	37,810
	国 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	0	4,207	4,207
	一般財源	33,603	0	33,603
	◆ (1) 防犯灯設置維持管理費助成事業（補助金）	23,443	4,207	27,650
	・補正理由 原油価格高騰に伴う防犯灯の維持管理（電気料）に要する補助金の追加			
	・補正内容 負担金補助及び交付金 4,207千円（23,443千円→27,650千円）			
	・財源 国 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 4,207千円（皆増）			
	4 自治会振興事業（西区役所費）	33,151	4,280	37,431
	国 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	0	4,280	4,280
	一般財源	33,151	0	33,151
	◆ (1) 防犯灯設置維持管理費助成事業（補助金）	23,014	4,280	27,294
	・補正理由 原油価格高騰に伴う防犯灯の維持管理（電気料）に要する補助金の追加			
・補正内容 負担金補助及び交付金 4,280千円（23,014千円→27,294千円）				
・財源 国 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 4,280千円（皆増）				
5 自治会振興事業（南区役所費）	17,275	3,472	20,747	
国 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	0	3,472	3,472	
一般財源	17,275	0	17,275	
◆ (1) 防犯灯設置維持管理費助成事業（補助金）	17,275	3,472	20,747	
・補正理由 原油価格高騰に伴う防犯灯の維持管理（電気料）に要する補助金の追加				
・補正内容 負担金補助及び交付金 3,472千円（17,275千円→20,747千円）				
・財源 国 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 3,472千円（皆増）				

(単位：千円)

事業・事項		補正前	補正額	補正後
総務費	6 自治会振興事業（北区役所費）	25,912	4,057	29,969
	国 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	0	4,057	4,057
	一般財源	25,912	0	25,912
	◆ (1) 防犯灯設置維持管理費助成事業（補助金）	23,246	4,057	27,303
	<ul style="list-style-type: none"> ・補正理由 原油価格高騰に伴う防犯灯の維持管理（電気料）に要する補助金の追加 ・補正内容 負担金補助及び交付金 4,057千円（23,246千円→27,303千円） ・財源 国 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 4,057千円（皆増） 			
	7 自治会振興事業（浜北区役所費）	19,137	3,254	22,391
	国 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	0	3,254	3,254
	一般財源	19,137	0	19,137
	◆ (1) 防犯灯設置維持管理費助成事業（補助金）	16,837	3,254	20,091
	<ul style="list-style-type: none"> ・補正理由 原油価格高騰に伴う防犯灯の維持管理（電気料）に要する補助金の追加 ・補正内容 負担金補助及び交付金 3,254千円（16,837千円→20,091千円） ・財源 国 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 3,254千円（皆増） 			
8 自治会振興事業（天竜区役所費）	28,384	2,231	30,615	
国 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	0	2,231	2,231	
一般財源	28,384	0	28,384	
◆ (1) 防犯灯設置維持管理費助成事業（補助金）	12,805	2,231	15,036	
<ul style="list-style-type: none"> ・補正理由 原油価格高騰に伴う防犯灯の維持管理（電気料）に要する補助金の追加 ・補正内容 負担金補助及び交付金 2,231千円（12,805千円→15,036千円） ・財源 国 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 2,231千円（皆増） 				

(単位：千円)

事業・事項		補正前	補正額	補正後
民生費	1 社会的養護推進事業	15,005	567	15,572
	国 児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金	1,072	0	1,072
	国 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	0	567	567
	一般財源	13,933	0	13,933
	◆ (1) 里親支援事業	3,005	567	3,572
<ul style="list-style-type: none"> ・補正理由 原油価格・物価高騰に伴う里親の負担軽減（光熱費等）に要する補助金の追加 ・補助基準額 月額1,800円 ・補助率 1/2 ・対象児童数 630人 ・補正内容 負担金補助及び交付金 567千円（30千円→597千円） ・財源 国 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 567千円（皆増） 				
労働費	1 雇用促進事業	116,505	6,500	123,005
	国 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	6,744	6,500	13,244
	国 地方創生推進交付金	8,985	0	8,985
	国 地域就職氷河期世代支援加速化交付金	20,231	0	20,231
	諸 その他収入	175	0	175
	一般財源	80,370	0	80,370
<ul style="list-style-type: none"> ◆ (1) 大学生等就職支援事業 【繰越明許費】 ・補正理由 市内企業への就職活動にかかる交通費等の助成に要する経費の追加 ・補助対象者 JOBはま！に登録し、市外の大学に在籍・市外に居住する学生 ・対象経費 鉄道運賃、航空運賃、高速バス代、宿泊代 ・補助率 10/10 ・上限額 20,000円/回（宿泊代は1泊5,000円が上限） ※1人2回まで申請可能 ・補正内容 委託料 1,500千円（皆増） 負担金補助及び交付金 5,000千円（皆増） ・財源 国 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 6,500千円（皆増） 				

(単位：千円)

事業・事項		補正前	補正額	補正後
商工費	1 中小事業者等グリーントランスフォーメーション支援事業	959,432	860,000	1,819,432
	国 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	511,696	860,000	1,371,696
	一般財源	447,736	0	447,736
	【繰越明許費】			
	・補正理由 コスト削減につながるカーボンニュートラル対応に取り組む中小事業者等 に対する補助金の追加			
	・農業用省エネ技術等導入支援の事業費追加			
	・(新規) 水産業用省エネ技術等導入支援			
	・(新規) 再生可能エネルギー活用型電気契約支援			
	・補正内容 負担金補助及び交付金 860,000千円 (932,000千円→1,792,000千円)			
	・財源 国 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 860,000千円 (511,696千円→1,371,696千円)			
2 新しい生活様式支援事業	408,850	130,000	538,850	
国 地方創生推進交付金	1,500	0	1,500	
国 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	395,159	130,000	525,159	
一般財源	12,191	0	12,191	
◆ (1) 1億円宿泊代還元キャンペーン事業	0	130,000	130,000	
【繰越明許費】				
・補正理由 市内宿泊施設の利用者に対して抽選で宿泊代を還元するキャンペーンの実施 に要する委託料の追加				
・補正内容 委託料 130,000千円 (皆増)				
・財源 国 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 130,000千円 (皆増)				

第 120 号 議 案

令和 4年11月18日提 出

浜松市小型自動車競走条例の一部改正について

浜松市小型自動車競走条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市小型自動車競走条例の一部を改正する条例

浜松市小型自動車競走条例（昭和38年浜松市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(競走場) 第3条 小型自動車競走は、 <u>浜松市中区和合町 936番地の19浜松市小型自動車競走場</u> (以下「競走場」という。)において行う。	(競走場) 第3条 小型自動車競走は、 <u>法第6条の規定に より設置された小型自動車競走場</u> (以下「競 走場」という。)において行う。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

第 121 号 議 案

令和 4年11月18日提 出

浜松市自転車等駐車場条例の一部改正について

浜松市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

浜松市自転車等駐車場条例（平成6年浜松市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																										
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）の名称及び位置は、別表第1から別表第5までに掲げるとおりとする。</p> <p>(車両制限)</p> <p>第3条 駐車場に駐車することができる車両（以下「自転車等」という。）は、別表第6の左欄に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める車両とする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>遠州病院駅自転車駐車場</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>浜松駅西自転車等駐車場</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>助信駅自転車等駐車場</td> <td>浜松市中区助信町52番22号</td> </tr> <tr> <td>上島駅自転車等駐車場</td> <td>浜松市中区上島三丁目764番24</td> </tr> <tr> <td>天竜川駅自転車等駐車場</td> <td>浜松市東区天龍川町519番2</td> </tr> <tr> <td>さぎの宮駅自転車等駐車場</td> <td>浜松市東区大瀬町473番2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		遠州病院駅自転車駐車場	(略)	名称	位置	(略)		浜松駅西自転車等駐車場	(略)	助信駅自転車等駐車場	浜松市中区助信町52番22号	上島駅自転車等駐車場	浜松市中区上島三丁目764番24	天竜川駅自転車等駐車場	浜松市東区天龍川町519番2	さぎの宮駅自転車等駐車場	浜松市東区大瀬町473番2	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）の名称及び位置は、別表第1から別表第7までに掲げるとおりとする。</p> <p>(車両制限)</p> <p>第3条 駐車場に駐車することができる車両（以下「自転車等」という。）は、別表第8の左欄に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める車両とする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>遠州病院駅自転車駐車場</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>助信駅西自転車駐車場</td> <td>浜松市中区助信町792番3</td> </tr> <tr> <td>上島駅西自転車駐車場</td> <td>浜松市中区上島二丁目3041番</td> </tr> <tr> <td>上島駅東自転車駐車場</td> <td>浜松市中区上島三丁目2917番</td> </tr> <tr> <td>曳馬駅西自転車駐車場</td> <td>浜松市中区曳馬五丁目911番1</td> </tr> <tr> <td>舞阪駅南口西自転車駐車場</td> <td>浜松市西区馬郡町2302番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>浜松駅西自転車等駐車場</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		遠州病院駅自転車駐車場	(略)	助信駅西自転車駐車場	浜松市中区助信町792番3	上島駅西自転車駐車場	浜松市中区上島二丁目3041番	上島駅東自転車駐車場	浜松市中区上島三丁目2917番	曳馬駅西自転車駐車場	浜松市中区曳馬五丁目911番1	舞阪駅南口西自転車駐車場	浜松市西区馬郡町2302番地	名称	位置	(略)		浜松駅西自転車等駐車場	(略)
名称	位置																																										
(略)																																											
遠州病院駅自転車駐車場	(略)																																										
名称	位置																																										
(略)																																											
浜松駅西自転車等駐車場	(略)																																										
助信駅自転車等駐車場	浜松市中区助信町52番22号																																										
上島駅自転車等駐車場	浜松市中区上島三丁目764番24																																										
天竜川駅自転車等駐車場	浜松市東区天龍川町519番2																																										
さぎの宮駅自転車等駐車場	浜松市東区大瀬町473番2																																										
名称	位置																																										
(略)																																											
遠州病院駅自転車駐車場	(略)																																										
助信駅西自転車駐車場	浜松市中区助信町792番3																																										
上島駅西自転車駐車場	浜松市中区上島二丁目3041番																																										
上島駅東自転車駐車場	浜松市中区上島三丁目2917番																																										
曳馬駅西自転車駐車場	浜松市中区曳馬五丁目911番1																																										
舞阪駅南口西自転車駐車場	浜松市西区馬郡町2302番地																																										
名称	位置																																										
(略)																																											
浜松駅西自転車等駐車場	(略)																																										

舞阪駅南自転車等駐 車場	浜松市西区馬郡町 2302番地
-----------------	--------------------

別表第3（第2条関係）

名称	位置
助信駅東自転車等駐 車場	浜松市中区助信町793 番1
上島駅北自転車等駐 車場	浜松市中区上島三丁 目2917番
曳馬駅東自転車等駐 車場	浜松市中区曳馬四丁 目2195番
天竜川駅北口西自転 車等駐車場	浜松市東区天龍川町 435番6
天竜川駅南口西自転 車等駐車場	浜松市東区天龍川町 545番26
さぎの宮駅自転車等 駐車場	浜松市東区大瀬町473 番2
二俣本町駅自転車等 駐車場	浜松市天竜区二俣町 二俣1605番7
天竜二俣駅前自転車 等駐車場	浜松市天竜区二俣町 阿蔵177番地
西鹿島駅西自転車等 駐車場	浜松市天竜区二俣町 南鹿島67番85

別表第3（第2条関係）

名称	位置
舞阪駅北自転車等駐 車場	(略)
高塚駅北自転車等駐 車場	浜松市南区高塚町 1085番
高塚駅南自転車等駐 車場	浜松市南区高塚町 1936番15
小林駅自転車等駐車 場	浜松市浜北区本沢合 872番
(略)	
岩水寺駅自転車等駐 車場	(略)
芝本駅自転車等駐車 場	(略)
(略)	
天竜浜名湖線宮口駅 自転車等駐車場	浜松市浜北区宮口 124番5

別表第4（第2条関係）

別表第4（第2条関係）

名称	位置
天竜川駅北口東自転 車等駐車場	浜松市東区天龍川町 519番1
天竜川駅南口東自転 車等駐車場	浜松市東区天龍川町 545番26
舞阪駅北自転車等駐 車場	(略)
弁天島駅前自転車等 駐車場	浜松市西区舞阪町弁 天島3285番274
高塚駅南自転車等駐 車場	浜松市南区高塚町 1936番15
高塚駅北自転車等駐 車場	浜松市南区高塚町 5514番
小林駅自転車等駐車 場	浜松市浜北区本沢合 872番2
(略)	
岩水寺駅西自転車等 駐車場	(略)
岩水寺駅東自転車等 駐車場	浜松市浜北区於呂 2825番38
芝本駅自転車等駐車 場	(略)
(略)	
天竜浜名湖線宮口駅 自転車等駐車場	浜松市浜北区宮口 119番2

別表第5（第2条関係）

(略)

別表第5 (第2条関係)

(略)

別表第6 (第3条関係)

駐車場	駐車することができる車両
(略)	
別表第2に規定する駐車場	(略)
別表第3に規定する駐車場	自転車、原動機付自転車及び自動二輪車
別表第4に規定する駐車場	(略)
別表第5に規定する駐車場	自動二輪車

備考

1・2 (略)

3 自動二輪車とは、法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）をいう。

(略)

別表第6 (第2条関係)

名称	位置
舞阪駅南口東原付・自動二輪車駐車場	浜松市西区馬郡町6130番

別表第7 (第2条関係)

(略)

別表第8 (第3条関係)

駐車場	駐車することができる車両
(略)	
別表第2に規定する駐車場	(略)
別表第3に規定する駐車場	自転車、原動機付自転車及び小型自動二輪車
別表第4に規定する駐車場	自転車、原動機付自転車、小型自動二輪車及び自動二輪車
別表第5に規定する駐車場	(略)
別表第6に規定する駐車場	原動機付自転車、小型自動二輪車及び自動二輪車
別表第7に規定する駐車場	小型自動二輪車及び自動二輪車

備考

1・2 (略)

3 小型自動二輪車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項に規定する原動機付自転車（側車付きのものを除く。）であって備考の2に規定する原動機付自転車を除いたものをいう。

4 自動二輪車とは、法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）であって備考の3に規定する小型自動二輪車を除いたものをいう。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 市長は、この条例の施行の際現に改正前の別表第2に規定する助信駅自転車等駐車場、上島駅自転車等駐車場、天竜川駅自転車等駐車場及び舞阪駅南自転車等駐車場並びに改正前の別表第3に規定する岩水寺駅自転車等駐車場に駐車されている自転車等（浜松市自転車等駐車場条例第7条第2項の規定により当該駐車場から撤去し、保管しているものを含む。）については、同条例第7条及び第8条の規定の例による措置及び費用の徴収を行うことができる。

第 122 号 議 案

令和 4年11月18日提 出

当せん金付証券の発売について

令和5年度における当せん金付証券の発売に関し、次のように定めることについて、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

令和5年度当せん金付証券発売の限度額は、68億円とする。

工事請負契約締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

浜松市長 鈴木 康 友

工事の名称	工事の概要	契約金額	契約方法	契約者住所氏名
浜松市天竜体育館大規模改修工事（建築工事）	大規模改修工事一式 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模改修工事 ・ユニバーサルデザイン化整備工事 ・改良保全工事 他 	334,400,000円	制限付 一般競争 入札 (総合評価方式)	浜松市中区 神田町1522番地 株式会社鈴木組 代表取締役 平野 治

有料道路「浜名湖新橋」の障害者特別割引措置の一部改正について

静岡県道路公社が次のとおり有料道路事業を変更することに関し、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第16条第1項の規定に基づき、同法第10条第4項の許可に係る同意をすることについて、同法第16条第2項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

1 対象道路

浜名湖新橋（県道319号 県道村櫛三方原線）

2 変更事項

料金における障害者特別割引措置の一部を次のように改める。

（旧）

注 （2）障害者割引については、以下のとおりとする。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続きがなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された以下の自動車については、現金で徴収する料金割引率を5割以下とする。

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。）が、自ら運転する乗用自動車（自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、乗車定員10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）、貨物自動車（自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗用定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。以下障害者割引において同じ。）、特種用途自動車（自動車検査証の「用途」欄に特種と記載されているもののうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されて

いるもので、乗車定員が10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。)又は二輪自動車(総排気量が125ccを超えるもの。以下障害者割引において同じ。)で、当該身体障害者又はその親族等(配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。)が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者1人につき1台に限る。)ただし、営業用の自動車(割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。)を除く。

ロ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15才未満の者)のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級をいう。)に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者、又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日厚生省発児第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三の1(1)に規定する「重度」に該当する者(以下「重度障害者」という。)が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)、又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続し

て日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)。ただし、営業用の自動車を除く。

障害の区分				障害の程度
視 聴	覚 覚	障 障	害 害	1級から3級までの各級及び4級の1 2級及び3級
肢 体 不 自 由	上 肢	不 自 由	由	1級、2級の1及び2級の2
	下 肢	不 自 由	由	1級、2級及び3級の1
	体 幹	不 自 由	由	1級から3級までの各級
不 自 由	乳幼児期以前の 非進行性の 脳病変による 運動機能障害	上肢機能障害		1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
		移動機能障害		1級から3級までの各級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
内 部 障 害	心臓機能障害			1級から4級までの各級
	じん臓機能障害			1級から4級までの各級
	呼吸器機能障害			1級から4級までの各級
	ぼうこう又は直腸の機能障害			1級から3級までの各級
	小腸機能障害			1級から4級までの各級
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害			1級から4級までの各級
	肝臓機能障害			1級から4級までの各級

(新)

注 (2) 障害者割引については、以下のとおりとする。

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）、当該事務所を設置していない町村又は道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第4項に定める会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下のイ又はロの要件を満たすものとして、事前に自動車登録番号又は車両番号など必要事項の記載の手続がなされた自動車については、料金割引率を5割以下とする。

イ 身体障害者が自ら自動車を運転する場合

(イ) 身体障害者の範囲

身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。）

(ロ) 自動車の範囲

身体障害者が自ら運転する乗用自動車（自動車検査証の「用途」に乗用と記録されている

もので、乗車定員10人以下のもの。以下同じ。)、貨物自動車(自動車検査証の「用途」に貨物と記録されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。以下同じ。)、特種用途自動車(自動車検査証の「用途」に特種と記録されているものうち、「車体の形状」に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記録されているもので、乗車定員が10人以下のもの。以下同じ。)又は二輪自動車(総排気量が125ccを超えるもの。以下同じ。)で、当該身体障害者又はその親族等(配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。)が所有するもの(自動車検査証又は軽自動車届出済証(以下「自動車検査証等」という。))の「所有者の氏名又は名称」に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記録されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証等の「使用者の氏名又は名称」に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記録されているもの。)のうち、手帳に必要事項の記載の手続を行ったもの。ただし、営業用の自動車(割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」に法人名が記録されているもの、自動車検査証等の「自家用・事業用の別」に事業用と記録されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。)を除く。

(ハ) 自動車の範囲の例外措置

(ロ) に該当する自動車以外の自動車で本措置の適用を受けようとする場合は、手帳に必要事項の記載の手続を行った身体障害者が自ら運転する乗用自動車、貨物自動車、特殊用途自動車又は二輪自動車も、本措置の対象とする。ただし、営業用の自動車を除く。

ロ 重度の身体障害者又は重度の知的障害者が乗車し、その移動のために本人以外の者が自動車を運転する場合

(イ) 重度の身体障害者の範囲

身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15才未満の者)のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級をいう。)に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者

(ロ) 重度の知的障害者の範囲

療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、

障害の程度が「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第3の1(1)に規定する「重度」に該当する者

(ハ) 自動車の範囲

(イ) 又は(ロ)に規定する者(以下「重度障害者」という。)が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの(自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記録されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証等の「使用者の氏名又は名称」に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記録されているもの。)又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの(自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記録されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であつて、自動車検査証等の「使用者の氏名又は名称」に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記録されているもの。)のうち、手帳に必要事項の記載の手続を行ったもの。ただし、営業用の自動車を除く。

(二) 自動車の範囲の例外措置

(ハ)に該当する自動車以外の自動車で本措置の適用を受けようとする場合は、手帳に必要事項の記載の手続を行った重度障害者が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する次のいずれかに合致する自動車についても本措置の対象とする。

- a 乗用自動車、貨物自動車、特殊用途自動車又は二輪自動車。ただし、次のb及びc以外の営業用の自動車を除く。
- b 道路運送法第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業又は同条第2号に定める特定旅客自動車運送事業に係る乗用自動車。
- c 道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、同法施行規則第49条第2号に定める福祉有償運送に係る乗用自動車。

障害の区分				障害の程度
視 聴	覚 覚	障 障	害 害	1級から3級までの各級及び4級の1 2級及び3級
肢 体 不 自 由	上 下 体	肢 肢 幹	不 不 不	自由 自由 自由
	乳幼児期以前の 非進行性の 脳病変による 運動機能障害	上肢機能障害		1級及び2級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
		移動機能障害		1級から3級までの各級(一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)

内部障害	心臓機能障害	1 級から 4 級までの各級
	じん臓機能障害	1 級から 4 級までの各級
	呼吸器機能障害	1 級から 4 級までの各級
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級から 3 級までの各級
	小腸機能障害	1 級から 4 級までの各級
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	1 級から 4 級までの各級
	肝臓機能障害	1 級から 4 級までの各級

3 変更年月日 令和 5 年 3 月 1 日

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松復興記念館

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区常盤町141番地の14
名 称 浜松復興記念館管理運営グループ
代表者 浜松市中区常盤町141番地の14
特定非営利活動法人まちづくり戦略機構
理事長 齋藤 謙二
構成員 浜松市中区常盤町141番地の14
株式会社旭ビジョン
代表取締役 鈴木 義雄
構成員 浜松市東区和田町708番地の1
東海ビル管理株式会社
代表取締役 高橋 一博
構成員 浜松市南区本郷町1333番地の2
一般社団法人浜松市戦没者追悼平和推進協会
理事長 飯田 末夫

- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市鴨江アートセンター
浜松市旧浜松銀行協会

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区中央二丁目1番1号
静岡文化芸術大学片山泰輔研究室内
名 称 浜松創造都市協議会・東海ビル管理グループ
代表者 浜松市中区中央二丁目1番1号
静岡文化芸術大学片山泰輔研究室内
一般社団法人浜松創造都市協議会
代表理事 片山 泰輔
構成員 浜松市東区和田町708番地の1
東海ビル管理株式会社
代表取締役 高橋 一博

- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市三ヶ日B&G海洋センター

- 2 指定管理者 所在地 東京都千代田区神田駿河台三丁目3番地4
名 称 三幸・スポーツマックス共同事業体
代表者 東京都千代田区神田駿河台三丁目3番地4
三幸株式会社
代表取締役 橋本 有史
構成員 愛知県名古屋市長緑区池上台二丁目37番地1
株式会社スポーツマックス
代表取締役 兵藤 大二郎

- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市浜北障害者生活介護施設光の園

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区成子町140番地の8
名 称 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会
会長 寺田 賢次

- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市ふれあい交流センターいたや
浜松市ふれあい交流センター萩原
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区成子町140番地の8
名 称 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会
会長 寺田 賢次
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市ふれあい交流センター竜西
浜松市ふれあい交流センター浜北
浜松市浜北社会福祉会館
- 2 指定管理者 所在地 浜松市東区丸塚町169番地
名 称 株式会社ヤタロー
代表取締役 中村 伸宏
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市ふれあい交流センター湖東
浜松市ふれあい交流センター湖南
浜松市ふれあい交流センター陽だまり
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区成子町140番地の8
名 称 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会
会長 寺田 賢次
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市ふれあい交流センター青龍
浜松市ふれあい交流センター江之島
浜松市ふれあい交流センター可美
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区成子町140番地の8
名 称 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会
会長 寺田 賢次
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市勤労会館

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区城北一丁目8番1号
名 称 浜松市勤労福祉協会・三幸共同事業体
代表者 浜松市中区城北一丁目8番1号
公益財団法人浜松市勤労福祉協会
理事長 佐々木 右子
構成員 東京都千代田区神田駿河台三丁目3番地4
三幸株式会社
代表取締役 橋本 有史

- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市中沢墓園
浜松市三方原墓園
浜松市舞阪吹上墓地
浜松市雄踏墓地（1号区及び2号区）
浜松市雄踏墓地（3号区）
浜松市細江高台墓地
浜松市船明墓地
浜松市納骨堂
- 2 指定管理者 所在地 浜松市東区和田町708番地の1
名 称 東海ビル管理株式会社
代表取締役 高橋 一博
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市フルーツパーク

- 2 指定管理者 所在地 静岡県御殿場市神山719番地
名 称 株式会社時之栖
代表取締役 庄司 政史

- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

1 施設の名称 遠州灘海浜公園（白羽地区、中田島中地区、江之島地区）

2 指定管理者 所在地 浜松市中区上島三丁目27番12号
名 称 一般財団法人浜松公園緑地協会
理事長 池谷 和宏

3 指定の期間 白羽地区・中田島中地区
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
江之島地区
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市駐車場

- 2 指定管理者 所在地 浜松市東区丸塚町541番地の20
名 称 t e a m AMPM
代表者 浜松市東区丸塚町541番地の20
遠鉄アシスト株式会社
代表取締役 矢田 央生
構成員 浜松市中区中央一丁目2番1号
一般財団法人浜松まちづくり公社
理事長 岩井 正次

- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市営住宅

- 2 指定管理者 所在地 愛知県豊橋市広小路三丁目91番地
名 称 中部ガス不動産・日本管財グループ
代表者 愛知県豊橋市広小路三丁目91番地
中部ガス不動産株式会社
代表取締役 赤間 真吾
構成員 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号
日本管財株式会社
代表取締役 福田 慎太郎

- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市立可新図書館
浜松市立はまゆう図書館

- 2 指定管理者 所在地 東京都中野区弥生町二丁目8番15号
名 称 ヴィアックス・東海ビル管理共同事業体
代表者 東京都中野区弥生町二丁目8番15号
株式会社ヴィアックス
代表取締役 西門 直
構成員 浜松市東区和田町708番地の1
東海ビル管理株式会社
代表取締役 高橋 一博

- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市立舞阪図書館
浜松市舞阪郷土資料館
浜松市立雄踏図書館

- 2 指定管理者 所在地 浜松市西区舞阪町舞阪5245番地の1
名 称 特定非営利活動法人ふくろうの森委員会・
東海ビル管理株式会社共同グループ
代表者 浜松市西区舞阪町舞阪5245番地の1
特定非営利活動法人ふくろうの森委員会
理事長 今中 秀裕
構成員 浜松市東区和田町708番地の1
東海ビル管理株式会社
代表取締役 高橋 一博

- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

専決処分の報告

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項に基づき、次のとおり道路瑕疵、河川瑕疵、交通事故、損害賠償請求事件、解決金請求事件にかかる和解及び損害賠償の額について専決処分したから報告する。

浜松市長 鈴木 康 友

道路瑕疵

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
24	令和4年 9月6日	和 解 59,251円	袋井市 大門 A氏	令和4年 5月14日	浜松市浜北区 竜南500番地地先 物損事故
	事故の状況	午後9時30分頃、相手方車両が県道二俣浜松線を南進中、道路上に生じていた穴ぼこ（幅55cm、長さ110cm、深さ5cm）に左側前輪を落とし、バンパー等を損傷した物損事故である。			
負担割合	浜松市50% 相手方50%				
対策	令和4年5月 補修工事完了。				
25	令和4年 9月6日	和 解 25,884円	浜松市中区 神田町 B氏	令和4年 6月25日	浜松市中区 海老塚二丁目17 番5号地先 物損事故
	事故の状況	午後4時00分頃、相手方車両が市道龍禅寺雄踏線を西進中、歩道植樹帯から車道にはみ出して生えていた雑草により、相手方車両の左側面を損傷した物損事故である。			
負担割合	浜松市30% 相手方70%				
対策	令和4年6月 現場及び周辺の草刈り完了。				

専 決		和解及び損害	相手方の	事故発生	事故発生場所
番号	年 月 日	賠償の額	住所・氏名	年 月 日	及び事故の内容
26	令和4年 9月6日	和 解 41,470円	浜松市東区 積志町 C氏	令和4年 7月16日	浜松市天竜区 佐久間町大井1284 番地地先 物損事故
事故の状況		午前1時00分頃、相手方車両が国道152号を北進中、舗装が劣化した箇所 でアスファルト片を跳ね上げ、車両の左後輪をパンクした物損事故で ある。			
負担割合		浜松市100%			
対 策		令和4年7月 修繕工事完了。			
27	令和4年 9月15日	和 解 84,287円	浜松市天竜区 水窪町奥領家 D氏	令和4年 5月21日	浜松市天竜区 佐久間町川合1165 番地の8地先 物損事故
事故の状況		午前3時15分頃、相手方車両が国道473号を西進中、道路上の落石を避 けた際に目前に転がってきた山側法面からの落石を避けるため、さらに 山側法面にハンドルを切ったところ、法面に乗り上げ車両が横転した物 損事故である。			
負担割合		浜松市70% 相手方30%			
対 策		令和4年7月 落石防護柵設置工事完了。			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
28	令和4年 9月22日	和 解 52,800円	富士市 長通 E氏	令和4年 7月3日	浜松市天竜区 東雲名586番地の2 物損事故
	事故の状況	午後12時00分頃、相手方車両が林道天竜線を北進中、対向車両を避けるために山側法面に寄った際、林道上に発生した穴ぼこ（幅15cm、長さ200cm、深さ7cm）に右側前輪を落とし、タイヤをパンクした物損事故である。			
負担割合	浜松市50% 相手方50%				
対策	令和4年7月 注意看板設置。 補修工事完了。				
29	令和4年 9月22日	和 解 9,800円	富山県富山市 五福 F氏	令和4年 7月25日	浜松市天竜区 東雲名586番地の2 物損事故
	事故の状況	午後7時00分頃、相手方車両が林道天竜線を北進中、林道上に発生した穴ぼこ（幅15cm、長さ200cm、深さ7cm）に右側前輪を落とし、タイヤをパンクした物損事故である。			
負担割合	浜松市50% 相手方50%				
対策	令和4年7月 補修工事完了。				
30	令和4年 10月17日	和 解 330,000円	浜松市中区 佐鳴台三丁目 G氏	令和4年 4月25日	浜松市中区 佐鳴台三丁目地内 物損事故
	事故の状況	市道佐鳴台3号線の街路樹の根がG氏所有の土地に入り込み、宅内排水樹を破損した物損事故である。			
負担割合	浜松市100%				
対策	令和4年6月 原因となった街路樹の伐採工事完了。				

河川瑕疵

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
31	令和4年 10月7日	和 解 316,888円	浜松市中区 旭町 H氏	令和4年 7月20日	浜松市中区 布橋一丁目136番 8号地先 物損事故
事故の状況		<p>午前10時00分頃、被害車両がH氏所有の駐車場内を走行中、路面下で普通河川城北2号排水路が破損していたことによる洗堀が生じていた箇所を踏み抜き、被害車両の車両底部及びバンパーを損傷した物損事故である。</p> <p>当該事故の被害者は、中区板屋町の有限会社松田商店であるが、損害賠償請求権がH氏に移転したことに伴い、H氏と和解するもの。</p>			
負担割合		浜松市100%			
対 策		令和4年7月 仮復旧工事完了。			

交通事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
32	令和4年 9月15日	和 解 348,097円	浜松市浜北区 宮口 I氏	令和4年 7月5日	浜松市浜北区 宮口地内 交通事故（物損）
事故の状況		<p>午前10時4分頃、ごみ収集ダンプ車にて市道浜北内野宮口線を走行中、停車しようとしたところ、同乗職員を後方に立たせた上で後進し、車両の方向を変えるために前進した際、相手方敷地境界フェンスに車両の右側後部が接触した物損事故である。</p>			
過失割合		浜松市100%			
対 策		<p>事故を起こした職員に嚴重注意を行うとともに、課員に対して、運転時にはいかなる状況下でも冷静な判断をし、周りの状況に注意して安全確認するように指導した。また、当該指導内容を徹底するため、標語を作成し、事業所内に掲示した。</p>			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
33	令和4年 10月17日	和 解 248,197円	浜松市中区 砂山町351番地の1 大東建託パート ナーズ株式会社 浜松営業所	令和4年 4月27日	浜松市西区 雄踏一丁目27番37 号 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午前8時40分頃、訪問先に向かうため公用車指定駐車場から発進する際、道路を挟んだ向かい側のアパートの壁面及び植栽帯に公用車の前部が接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員に嚴重注意を行うとともに、課員へ事故状況を周知し再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。また、慣れた場所でも油断をせず注意を払い、安全運転を徹底するように指導した。</p>				
34	令和4年 10月17日	和 解 1,715,120円	静岡市葵区 追手町9番6号 静岡県公安委員会 委員長 外山 弘宰	令和4年 6月5日	浜松市西区 舘山寺町208番地 の7地先 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午前9時28分頃、ごみ収集のため県道引佐舘山寺線の歩道にごみ収集塵芥車を停車し降車したところ、サイドブレーキの引きが弱く車両が後退し、車両右側後部が歩行者用信号機の支柱に接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員に嚴重注意を行うとともに、課員に対し、塵芥車両等運転時における運転者と同乗者の安全確認の徹底について注意喚起を行った。</p>				

損害賠償請求事件

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	和 解 年 月 日	和解の内容
番号	年 月 日				
35	令和4年 9月22日	和 解 32,087円	浜松市北区 神宮寺町 J氏	令和4年 9月22日	浜松市立引佐保育園において発生した受傷事故について、浜松市は相手方に32,087円を支払うことで和解したものの。
事件の状況		令和4年7月7日午後5時30分頃、浜松市北区引佐町井伊谷717番地所在の浜松市立引佐保育園において、相手方J氏が子供の迎えるために園を訪れた際、3歳児保育室前のテラスに落ちていた画びょうを踏み、左足裏かかと部分を負傷したことにより、J氏に損害が発生した。			
和解条項		<p>1 本件事故に関する相手方の損害として、金32,087円を浜松市が負担し、相手方に支払う。</p> <p>2 浜松市と相手方は、本件事故に関し、本示談書に定めるもののほか、浜松市と相手方の間に何ら債権債務がないことを相互に確認する。</p>			

損害賠償請求事件（求償請求）

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年 月 日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年 月 日				
36	令和4年 10月17日	和 解 103,949円	浜松市中区 中沢町10番1号 ヤマハ株式会社 総務部長 杉山 俊道	令和4年 2月25日	浜松市中区 上島六丁目19番1号 物損事故

	<p>事故の状況 四ツ池公園浜松球場を利用していたヤマハ野球部員が放ったファウルボールが四ツ池公園内に駐車していたK氏（以下「丙」という。）所有の自動車のフロントガラスを破損した物損事故である。丙に代わり修理代及びレンタカー使用料合計207,897円の支払いを既に行っていたヤマハ株式会社（以下「甲」という。）から、浜松市（以下「乙」という。）にも法的責任があるとし、求償請求を受けたものである。</p> <p>過失割合 浜松市50% 相手方50%</p> <p>和解条項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 甲及び乙は、本件事故について、令和4年6月19日、甲と丙との間で示談が成立し、同示談に基づき、令和4年4月20日、甲が丙のために、車修理代138,597円及びレンタカー代69,300円を、当該各事業者に振り込んで支払い、合計207,897円の費用を負担したことを確認する。なお、令和4年6月19日付示談書には、丙の署名押印ではなく丙の子である丁氏の署名押印がなされているが、この点について、甲は乙に対し、同署名押印が丙の代理人として行われたものであることを表明保証する。 2 甲及び乙は、本件事故について、双方に法的責任があることを認め、前項の損害賠償金について、甲が103,948円を、乙が103,949円を、それぞれ負担することを合意する。ただし、甲乙それぞれの負担金額が、法的責任の割合と比例することを認めるものではない。 3 乙は、甲に対し、前項に基づき乙が負担する103,949円を、乙が甲から請求書を受領した日から30日以内に、甲名義の口座に振り込む方法で支払う。 4 本和解条項は、あくまでも本件事故の早期の解決のために、本件事故に限って合意するものであり、本和解条項締結後に浜松球場で甲が主催する野球における場外への飛球による事故が発生した場合については、その都度、解決のため甲乙誠実に協議を行うものとする。 5 甲及び乙は、浜松球場の他の利用者を含め、浜松球場の場外への飛球に関する事故の再発防止策及び事故が発生した場合の被害者対応について、引き続き協議を行う。 6 甲及び乙は、本和解条項の内容について、正当な理由がある場合を除き、方法を問わず第三者に漏らしてはならない。 7 甲及び乙は、甲と乙の間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
--	--

解決金請求事件

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	和 解 年 月 日	和解の内容
番号	年 月 日				
37	令和4年 10月4日	和 解 50,000円	浜松市東区 L氏 M氏	令和4年 10月11日	市は相手方に対し、 一世帯当たり 50,000円の解決金 を支払うことで和 解したものである。
		和 解 50,000円	浜松市東区 N氏 O氏	令和4年 10月4日	
事件の状況		<p>市が令和4年7月15日付け浜松市東区長寿保険課発文書「国民健康保険被保険者証（保険証）の更新について」をL氏に発送する際、DV被害支援対象者リストを誤って同封したこと（以下「本件誤送付」という。）について、DV被害支援対象者であるL氏及びM氏に対し、市が解決金を支払うもの。</p>			
和解条項		<p>1 市は、L氏及びM氏に対し、本件誤送付に係る解決金として一世帯当たり金50,000円を支払う義務があることを認める。</p> <p>2 市は、L氏及びM氏に対し、前項の金員を市がL氏から請求書を受領した日から30日以内に、L氏の指定する口座に振り込む方法で支払う。</p> <p>3 L氏及びM氏は、本件誤送付に関し、その余の請求を放棄する。</p> <p>4 市とL氏及びM氏は、市とL氏及びM氏の間には、本件誤送付に関し、本和解条項に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。</p> <p>N氏及びO氏の世帯についても同様の和解条項により合意する。</p>			

